

2025 年 6 月 10 日

名寄市長 殿

〔設置者の名称〕 名寄市立大学

〔代表者の役職〕 学長 家 村 昭 矩

大学等における修学の支援に関する法律第 3 条第 1 項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	名寄市立大学
大学等の種類 (いずれかに○を付すこと)	☒ 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
大学等の所在地	名寄市西 4 条北 8 丁目 1 番地
学長又は校長の氏名	家村 昭矩
設置者の名称	名寄市
設置者の主たる事務所の所在地	名寄市大通南 1 丁目 1 番地
設置者の代表者の氏名	名寄市長 加藤 剛士
申請書を公表する予定のホームページアドレス	http://www.nayoro.ac.jp/guide/information/index.tml

※ 以下のいずれかの☒にレ点 (☒) を付けて下さい。

- ☐ 確認申請
大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 1 項に基づき確認申請書を提出します。
- ☒ 更新確認申請書の提出
大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 3 項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての☐にレ点 (☒) を付けて下さい。

- ☒ この申請書（添付書類を含む。）の記載内容は、事実と相違ありません。
- ☒ 確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律（以下「大学等修学支援法」という。）に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。
- ☒ 大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

☐ この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

☒ 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第3条第2項第3号及び第4号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号	事務局・藤井 恭介	01654-2-4194	fujii@nayoro.ac.jp
第2号の1	事務局・藤井 恭介	01654-2-4194	fujii@nayoro.ac.jp
第2号の2	事務局・藤井 恭介	01654-2-4194	fujii@nayoro.ac.jp
第2号の3	事務局・藤井 恭介	01654-2-4194	fujii@nayoro.ac.jp
第2号の4	事務局・藤井 恭介	01654-2-4194	fujii@nayoro.ac.jp

○添付書類

※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点（☒）を付けた上で、これらの書類を添付してください。（設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。）

「(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

- ☒ 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》
- ☒ 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》

「(2)-①学外者である理事の複数配置」関係

☐ 《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事（役員）名簿

「(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

- ☒ 《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

- ☒ 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料
- ☒ 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》【再掲】

その他

- ☐ 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料
- ☐ 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	名寄市立大学
設置者名	名寄市

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学 共通科目	学部等 共通科目	専門科目	合計		
保健福祉学部	栄養	夜・通信			61	61	13	
	看護	夜・通信			139	139	13	
	社会福祉	夜・通信			85	85	13	
	社会保育	夜・通信			85	85	13	
(備考)								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<https://www.nayoro.ac.jp/guide/information/syllabus.html>

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	名寄市立大学
設置者名	名寄市

1. 理事（役員）名簿の公表方法

--

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
名寄商工会議所 会頭	2025. 4. 1～2027. 3. 31	2 年	
名寄市立総合 病院長	2025. 4. 1～2027. 3. 31	2 年	
北星信用金庫理事 長	2025. 4. 1～2027. 3. 31	2 年	
名寄幼稚園 園長	2025. 4. 1～2027. 3. 31	2 年	
北海道名寄高等学 校校長	2025. 4. 1～2027. 3. 31	2 年	
前稚内北星学園大 学学長	2025. 4. 1～2027. 3. 31	2 年	
岡山大学副学長	2025. 4. 1～2027. 3. 31	2 年	
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	名寄市立大学（保健福祉学部）
設置者名	名寄市

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
・授業計画の作成過程 学内設置の教務委員会において、次年度の記載内容の検証。記載注意事項等及び作成（提出）スケジュールを担当教員に説明、周知。各学科教務委員が担当教員の記載内容を確認する。 ・公表に係る取組 4月に新生並びに在学中に学内学務システム、HPで公表。	
授業計画書の公表方法	
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)	
授業計画（シラバス）において成績評価の方法を示し、履修規定に定める評価を受ける条件を満たした学生に対し、同規定に定める成績判定の方法により単位を認定する	

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 平成 24 年度に成績評価値 (G P A) に関する規程を定め、学生には各種ガイダンスにおいて説明。学生には各科目の評価に加え、G P Aを全子機の成績通知に記載している。あわせて、該当学年の学科別の平均G P Aの情報提供を行っている。 また、学内教務委員会において期別ごとにG P A分布の分析を行い、各学科に情報提供している。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	https://www.nayoro.ac.jp/guide/information/seisekihantei.html
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 学部の学位授与方針を学科毎に定める授業科目のうち 128 単位以上の卒業要件単位の修得と定め、さらに学科ごとに学位授与方針を定めている。 卒業認定は、各学科の会議において学生個々に卒業要件判定を実施し、教授会に報告後、学長が決定する。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	https://www.nayoro.ac.jp/guide/information/diploma.html

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	名寄市立大学
設置者名	名寄市

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告(書)	

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称: 対象年度:)
公表方法:
中長期計画(名称: 名寄市立大学の将来構想(ビジョン2026) 対象年度: 2017~2026)
公表方法: https://www.nayoro.ac.jp/guide/futureplans/index.html

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法: https://www.nayoro.ac.jp/guide/accreditation/jikotenken/index.html

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法: https://www.nayoro.ac.jp/guide/accreditation/daigakuninnsyohyouka/index.html

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名 保健福祉学部
教育研究上の目的 (公表方法： https://www.nayoro.ac.jp/guide/target/index.html) (概要) ・ 高度な知識と技術及び高い倫理性を有し、保健・医療・福祉の連携ときょう道を支える専門職を育成する。 ・ 地域が抱える種々の課題について研究し、それらを解決することによって新しい未来をひらく。
卒業の認定に関する方針 (公表方法： https://www.nayoro.ac.jp/guide/information/diploma.html) (概要) ・ 学部の学位授与方針を学科毎にさだめる 授業科目のうち 128 単位以上の卒業要件単位の修得と定め、さらに学科毎に学位授与方針を定めている。
教育課程の編成及び実施に関する方針 (公表方法： https://www.nayoro.ac.jp/guide/information/curriculum.html) (概要) ・ 教養教育科目を基礎に保健医療福祉連携教育科目、学部共通教育科目を含めた各学科の専門基礎分野と専門分野に係る科目を幅広く学ぶとともに各学科において定める人材育成方針のもとに教育課程を編成する。
入学者の受入れに関する方針 (公表方法： https://www.nayoro.ac.jp/guide/information/admission.html) (概要) ・ 「保健・医療・福祉・保育関係の食に携わる職業人としての適性と自主自立の気概を有し、社会に貢献し、自己の目標実現に向けて努力する学生」を保健福祉学部の入学者の受入方針として、学科それぞれでアドミッション・ポリシーを定め公表している。

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：https://www.nayoro.ac.jp/guide/information/enkaku_kikou.html

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
－	2 人	－					2 人
保健福祉	－	27 人	16 人	18 人	13 人	5 人	79 人
	－	人	人	人	人	人	人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長		学長・副学長以外の教員					計
人		人					人
各教員の有する学位及び業績 （教員データベース等）		公表方法： https://www.nayoro.ac.jp/research/professorate/index.html					
c. F D（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）							
令和6年度においては、計〇回実施した。							

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
保健福祉	190 人	201 人	106%	760 人	人	%	0 人	0 人
	人	人	%	人	人	%	人	人
合計	190 人	201 人	106%	人	人	%	0 人	0 人
(備考)								

b. 卒業者数・修了者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業者数・修了者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
保健福祉	195 人 (100%)	11 人 (6%)	183 人 (93%)	1 人 (1%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	195 人 (100%)	11 人 (6%)	183 人 (93%)	1 人 (1%)
(主な進学先・就職先) (任意記載事項)				
(備考)				

c. 修業年限期間内に卒業又は修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業・修了者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(概要)
授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準と年間授業計画をシラバスとして作成、公表している。

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

(概要)				
学部名	学科名	卒業又は修了に必要な となる単位数	G P A制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
保健福祉学部	栄養	128 単位	有・無	50 単位
	看護	128 単位	有・無	50 単位
	社会福祉	128 単位	有・無	50 単位
	社会保育	128 単位	有・無	50 単位
G P Aの活用状況（任意記載事項）		公表方法：		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法：		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法： https://www.nayoro.ac.jp/life_career/campus/index.html

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考（任意記載事項）
保健福祉	栄養	535,800 円	282,000 円 (188,000 円)	165,000 円	・施設整備費：学科共通 75,000 円 ・教育研究振興費：栄養・看護学科 50,000 円、社会福祉・社会保育学科 45,000 円 ・実験実習活動費：栄養・社会福祉・社会保育学科 40,000 円、看護学科 130,000 円
	看護			255,000 円	
	社会福祉			160,000 円	
	社会保育			160,000 円	

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組
(概要) 「学生支援のための基本方針」を定め、教員、教職員で構成する各種委員会が多岐に連携を図りながら取り組んでいる。 また、本学独自の奨学金制度を整備し、意欲ある学生の学びを支援する。
b. 進路選択に係る支援に関する取組
(概要) 各学科において教員による就職進路委員会を設置し、学生個々の状況を踏まえたきめ細やかな支援のほか資格取得支援を行うとともに学部にキャリア支援センターを設置し、学生が自立し、主体的な進路選択・就業決定を行えるように組織的に支援を行っている。
c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組
(概要) 保健福祉センターを設置し、学生及び教職員の保健管理に関する業務を行うほか、学生の心身の健康の保持に適切に対応するため、カウンセリング等の相談体制を整え支援を行っている。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法： https://www.nayoro.ac.jp/research/index.html

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	F101210100116
学校名（〇〇大学 等）	名寄市立大学
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	名寄市立大学

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		117人（24）人	111人（23）人	119人（36）人
内 訳	第Ⅰ区分	57人	52人	
	（うち多子世帯）	0人	0人	
	第Ⅱ区分	18人	23人	
	（うち多子世帯）	0人	0人	
	第Ⅲ区分	18人	13人	
	（うち多子世帯）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	24人	23人	
	区分外（多子世帯）	0人	0人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（0）人
合計（年間）				119人（36）人
（備考）				

- ※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	1人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当)	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	1人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	人
3月以上の停学	人
年間計	人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	人
訓告	人
年間計	人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)&及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	8人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)&及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	9人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	9人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。